

# お知らせ

**！**掲載情報は5月21日時点のもので、内容変更の場合がありますので、市HPや各問い合せ先で最新情報を確認ください。



## 毎月第2・4土曜午前は休日開庁

一部の業務を行います。詳細は市HP(休日開庁)をご覧ください。



場 市役所1・2階、まちづくりセンター(並木除く)、上下水道局庁舎



経営企画課 ☎2998・9027、  
上下水道お客様センター ☎2921・1080

## 6月の休日漏水修繕当番店

24時間受け付けています。当番店に直接ご連絡ください。

日	当番店	電話番号
1日(土)	(有)中村水道工事店	2992-0981
2日(日)	(株)貴井産業	2993-0110
8日(土)	(株)ヒロスイプラス	2941-5228
9日(日)	(株)ヒロスイプラス	2941-5228
15日(土)	(有)北田住設工業	2942-0020
16日(日)	(有)伏見設備工業	2948-3328
22日(土)	(有)兼六工業	2922-1877
23日(日)	(有)中村水道工事店	2992-0981
29日(土)	(株)協立管工	2948-5515
30日(日)	(株)ヒロスイプラス	2941-5228

所沢市管工事業協同組合 ☎2922・6180  
FAX ☎2922・9614

## 市税の納期限

7月1日(月)は市・県民税(1期)の納期限です。期限内に納付してください。

課税課 ☎2998・9073

## 6月20日(木)は緊急地震速報訓練

午前10時ごろ、防災行政無線から緊急地震速報の訓練放送が流れます。屋内では机などの下に、屋外では安全な場所で頭を守るなどの訓練にご協力ください。



▲スズメバチの巣

▼アシナガバチの巣

や屋根裏、庭木などに、スズメバチはボール型、アシナガバチはじょうご型の巣を作ります。巣を見つけたら、ハチを刺激しないように形状を確認してください。巣に近づき過ぎるのは危険です。スズメバチの巣の駆除は危険度が高いので、専門業者に依頼することをおすすめします。アシナガバチの巣は、日没後に、長袖を着て専用の殺虫剤などで自分で駆除することができます。

## 下水道処理区域内のご家庭はトイレの水洗いを！

下水道処理区域を拡大しました。新たに下水道が使えるようになった区域には市職員が説明に伺います。



## 遺贈(遺言による寄附)の申請を受け付けています

市と(株)埼玉りそな銀行で遺贈の相談に関する協定を締結し、遺贈を希望する方に専門的なアドバイスをできるようにしました。遺贈に関する相談は無料でご利用いただけます。

財政課 ☎2998・9030

## 価格高騰重点支援給付金

令和5年度の住民税課税状況により、対象と思われる世帯に確認書を送付しました。内容を確認・記入のうえ同封の返信用封筒で6月28日(金)までに返送してください。申請書による申請の期限も28日(金)までです。



## ハチに注意！

ハチが発生する季節です。6月から次期にハチの数が多くなり、8・9月ごろが最も危険です。軒下

前9時〜午後5時15分/土・日曜祝日除く)

## 低所得世帯への給付金を準備中

令和6年度において、新たに住民税非課税または新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付金(10万円)およびこども加算(対象児童1人あたり5万円)を準備中です。

福祉総務課 ☎2998・9113

## 空き巣に注意 対策を！

空き巣の多くは窓から侵入します。窓には防犯フィルムを貼り付け、鍵を二つ以上取り付けましょう！短時間の外出でも窓・玄関を施錠してください。



## 事業系ごみ削減キャンペーン

6月は事業系ごみ削減キャンペーン月間です。まずは雑がみの資源化から始めましょう。

▼雑がみは資源リサイクルへ  
▼裏がみ使用で経費削減! シュレッダーの使用は必要最小限に  
◎雑がみを分別して古紙回収業者に持ち込むと、無料になる場合があります。事業系ごみは集積所に出すと不法投棄になります。家庭ごみに混入させることも違法です。

資源循環推進課 ☎2998・9146

## 児童手当の申請はお済みですか？

令和5年度に受給資格がなかった方が、令和6年度に対象となった場合、児童手当の申請が必要です。認定請求書をこども支援課に提出して



## ご意見・ご提案お待ちしております！ 市長タウンミーティング

### ◆テーマ：健康・医療

市長が皆さまからのご意見や思いなどを伺う場、第8回「市長タウンミーティング」を開催します。「市長に思いを伝えたい」「市長に提案したい」皆さまのご参加をお待ちしています。

6月9日(日)午前10時〜11時30分(午前9時30分開場)

場 市役所8階大会議室  
対 市内在住・在勤・在学の方  
問 市民相談課 ☎2998-9092 FAX 2998-9041



▲詳細は市HPをご覧ください。

◎会場に直接お越しください。会場が満室になった場合、会場へお入りいただけないことがあります。お子様同伴での入室は可能ですが、一時預かりを希望する場合は、6月3日(月)までにお問い合わせください。会場へは公共交通機関をご利用ください。



提出時期 市民税課税通知書を受け取った日の翌日から15日以内  
◎詳細は市HP(児童手当)をご覧ください。  
問 同課 ☎2998・9124

## 住民税の定額減税(特別税額控除)

定額減税は市が持つ税情報をもとに算出するため、手続きは不要です。令和6年度(令和5年分)の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者  
◎住民税が非課税の方、均等割・森林環境税(国税)のみ課税される方は対象外です。



## 定額減税補足給付金

所得税および個人住民税所得割について、定額減税しきれない見込まれる方に、その差額を調整する給付金を準備中です。詳細は市HPおよび本紙7月号をご覧ください。  
◎定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る方



算出方法 住民税の所得割額から▼本人：1万円控除▼控除対象配偶

経営企画課 ☎2998・9027